

特定商取引に関する法律の一部改正に伴う「不適正な取引行為」の変更について（部会案）

【規定の追加】

規則の文言は総務局との協議等により
修正されることがあります。

1 訪問購入における不招請勧誘の禁止

規則別表第2第2項第14号

訪問購入に係る契約の締結についての勧誘を要請していない消費者に対し、営業所等（特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に定める営業所等をいう。）以外の場所において、当該契約の締結を勧誘し、若しくは契約を締結させること、又は勧誘を受ける意思の有無を確認し、当該契約の締結を勧誘し、若しくは契約を締結させること。

2 訪問購入における勧誘を受ける意思の確認の義務

規則別表第2第2項第15号

訪問購入をしようとする際、その勧誘に先立って、消費者に対し、勧誘を受ける意思があることを確認することをしないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

3 再勧誘の禁止

規則別表第2第2項第16号

消費者が訪問購入等に係る契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

4 書面の交付義務

規則別表第2第1項第11号

消費者に法令等で交付することが義務付けられている書面を交付することなく、契約の申込み、又は契約を締結させること。

5 物品の引渡しの拒絶に関する告知

規則別表第2第1項第2号

商品等に関し、その品質、安全性、内容、取引条件若しくは取引の仕組み又は訪問購入に係る物品の引渡しに関する事項その他の取引に関する重要な情報であって事業者が保有し、又は保有しうるものを消費者に提供しないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

※なお、上記以外の条例・規則の規定についても現在の規定のままで、訪問購入について読み取ることができない箇所については、一部改めることとする。

例 販売の意図 → 商品等の販売又は訪問購入の意図

商品又はサービスに関し、 → 商品等又は訪問購入に関し、

購入の意思表示 → 購入又は売却の意思表示

6 氏名等の明示

規則別表第2第1項第1号

商品若しくはサービス（以下「商品等」という。）の販売又は訪問購入の意図を明らかにせず、若しくは当該取引以外のことを主要な目的であるかのように告げて消費者に接近し、又はそのような広告等を用いて消費者を誘引することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

規則別表第2第1項第9号

商品等又は訪問購入に係る取引に際し、事業者の氏名、住所、連絡先等自らを特定する情報を明らかにせず、又はこれらについて虚偽の内容を示して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。